

第四十回国会
衆議院
通信委員會議録
第七号

(三三三)

昭和三十三年二月十四日(水曜日)
午前十時五十分開議

出席委員

委員長代理 理事佐藤洋之助君

理事秋田 大助君 理事上林山榮吉君

理事廣瀬 正雄君 理事大柴 滋夫君

理事栗原 俊夫君 理事森本 靖君

理事 三郎君 竹内 俊吉君

中山 榮一君 羽田武嗣郎君

橋本登美三郎君 保利 茂君

畑 和君 安平 鹿一君

出席政府委員

郵政事務次官 大高 康君

郵政事務官 金澤 平藏君

(大臣官房長) 郵政事務官 西村 尚治君

(郵務局長) 委員外の出席者

郵政事務官 長田 裕二君

(大臣官房人事部長) 専 門 員 吉田 弘苗君

二月九日

委員竹内俊吉君辞任につき、その補

欠として南條徳男君が議長の指名で

委員に選任された。

同月十四日

委員羽田武嗣郎君辞任につき、その

補欠として竹内俊吉君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員竹内俊吉君辞任につき、その補

欠として羽田武嗣郎君が議長の指名

で委員に選任された。

二月十二日

郵便切手類売さばき所及び印紙売さ

ばき所に関する法律の一部を改正す

る法律案(内閣提出第九一七号)

同月十三日

簡易生命保険及び郵便年金積立金の

運用範囲拡大等に関する諸願外四件

(田中彰治君紹介)(第九三三號)

同外二件(原茂君紹介)(第九六七號)

同(小坂善太郎君紹介)(第九九八號)

同外二件(田中彰治君紹介)(第九九

九號)

同外四件(猪俣浩三君紹介)(第一〇

〇五號)

同(中澤茂一君紹介)(第一〇〇六號)

同外三件(小坂善太郎君紹介)(第一

〇三〇號)

同(田中彰治君紹介)(第一〇三二號)

同外二件(渡邊良夫君紹介)(第一〇

三二號)

同外四十六件(松井誠君紹介)(第一

〇三三號)

同(安井吉典君紹介)(第一〇三四號)

同外一件(小坂善太郎君紹介)(第一

〇六五號)

同(高橋清一郎君紹介)(第一〇八〇

號)

同外四件(藤本捨助君紹介)(第一〇

八一號)

同(稻村隆一君紹介)(第一〇八二號)

同外九件(田中彰治君紹介)(第一

〇四四號)

同外一件(井伊誠一君紹介)(第一

五四號)

同外一件(小沢辰男君紹介)(第一

五五號)

同(中島巖君紹介)(第一一五六號)

同外一件(寶田幸雄君紹介)(第一

一五七號)

同外八件(羽田武嗣郎君紹介)(第一

一五八號)

同(小沢辰男君紹介)(第一一五九號)

同外三件(小坂善太郎君紹介)(第一

一九六號)

同外六件(田中彰治君紹介)(第一

一九七號)

同(岡田利春君紹介)(第一一九八號)

同外二件(伊藤郷一君紹介)(第一二

三八號)

同(關谷勝利君紹介)(第一二三九號)

同(生田宏一君紹介)(第一二五三號)

同(稻村隆一君紹介)(第一二五四號)

同(中澤茂一君紹介)(第一二五五號)

郵便物の遅配解消に関する諸願(齋

藤邦吉君紹介)(第九六八號)

同(草野一郎平君紹介)(第九九七號)

郵便物遅配解消のため郵便局員増員

に関する諸願外十五件(井手以誠君

紹介)(第九六九號)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

郵便切手類売さばき所及び印紙売さ

ばき所に関する法律の一部を改正す

る法律案(内閣提出第九一七号)

〇佐藤(洋)委員長代理 これより會議

を開きます。

本日は委員長が所用のため出席でき

ませんので、かわって私が委員長職

務を行ないます。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さ

ばき所に関する法律の一部を改正する

法律案を議題として審議に入ります。

郵便切手類売さばき所及び印紙売

さばき所に関する法律の一部を改

正する法律案

郵便切手類売さばき所及び印紙

売さばき所に関する法律の一部

を改正する法律

郵便切手類売さばき所及び印紙売

さばき所に関する法律(昭和二十四

年法律第九十一号)の一部を次のよ

うに改正する。

第七条第二項中「百分の七」を「百

分の八」に、「百万円をこえる金額

百分の一」を「百万円をこえ百五十

万円以下の金額 百分の〇・五」に

改める。

附 則

この法律は、昭和三十三年四月一

日から施行する。

理 由

郵便切手類及び印紙の売さばき人

並びに印紙の売さばき人に支払う売

さばきの委託手数料の額を改定する

必要がある。これが、この法律案を

提出する理由である。

〇佐藤(洋)委員長代理 まず提案理由

の説明を聴取することにいたします。

大高郵政事務次官

〇大高政府委員 ただいま議題となり

ました郵便切手類売さばき所及び印紙

売さばき所に関する法律の一部を改正

する法律案につきまして、提案理由を

御説明申し上げます。

現行の郵便切手類及び印紙の売りさ

ばき人に対して支払う売りさばき手数

料の率は、昭和三十三年四月に改正さ

れて今日に至ったものであります。

その後における労賃その他の諸経費の

増加及び売りさばきの実情を勘案いた

しますと、この手数料率では実情に即

しない部分が出て参りましたので、こ

れを適正なものに改めるため、この法

律案を提出いたそうとするものであり

ます。

改正内容の第一は、売りさばき人の

切手類等の買い受け月額のうち、一万

円以下の部分の手数料率を百分の七か

ら百分の八に引き上げようとするこ

とであります。最近において労賃その他

売りさばきに要する諸経費に増加の傾

向が見られ、ことに売りさばき月額の

少ない場合の売りさばき原価が割高に

なつてきている実情にかんがみまし

て、その売りさばき原価をつぐない得

るよう、この料率引き上げを行なおう

とするものであります。これによりま

して、切手類等の買い受け月額が一

万円以下の売りさばき人はもちろん、そ

れが一万円をこえる売りさばき人につ

下の部分について手数料が増加することになるものであります。

次に、切手類等の買い受け月額のうち百万円をこえる部分の手数料は、現行では一律に百分の一となっておりますが、この法律案におきまして、買い受け月額のうち百万円をこえる部分については、手数料率を百分の〇・五に引き下げようとしております。これが改正の第二点であります。ここ数年、買い受け月額が百万円をこえる売りさばき所の数が増加し、その売りさばき金額も相当多額となっているものが増加してきておりますが、その実情を見ますと、比較的手数を要しない高額の印紙の売りさばきによることが多く見られるように見受けられます。そこで一般的な手数料率の均衡等を考慮いたしまして、この改正を行なおうとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ、慎重御審議の上すみやかに御可決下さいようお願い申し上げます。

○佐藤(洋)委員長代理 これにて提案理由の説明の聴取を終わります。

○佐藤(洋)委員長代理 これより質疑に入ります。

質疑の通告があります。これを許します。森本靖君。

○森本委員 これは百分の七を百分の八という改正になっておりますけれども、本来は長つたらしい法律です。この法律案の内容についても若干聞きたいと思ひますし、それから、実は三十五年度なり三十六年度九月までの第七

条によるところの、いわゆる売上金額というふうなものの資料がないと質疑にならぬわけですが、そういう資料があとから出て参りますか。

○西村政府委員 お答え申し上げます。

実はこの法律案に関する資料を作成してできなかったものでありますが、事務上の連絡行き違いのため、まだお手元に届いていないようでございます。これがお手元に届きますれば、大体御承知願えるかと思ひますが……。

○森本委員 それでは、この資料を一つもらつて、それを見まして、さらにこの法律案件の第七条だけでありますけれども、これに関連をいたしまして、第三条ないし第五条までの間等についても若干の不審な点もありませんので、そういう点についても質問をいたしたいと思ひますので、私は、これに対する質問は後日にその資料を見てからいたしたい、このように考えるわけでありまして、

ただ政務次官にちよつと忠告をしておきたいと思ひますが、これは非常に簡単な法律でありますけれども、しかし、この法律案件だけでは、今私が申し上げましたような資料がないと、これは審議にならぬわけでありまして、非常に簡単な法律ですから簡単に委員会を通るだろうというふうな安易な気持があるかどうか知りませんけれども、少なくとも法律案件を提案しようという場合には、これはあまりたるんじやいかぬと思う。やはりこれは緊張して、資料も十分整えて、そして提案理由を説明すれば直ちに審議が開始できるといふふうな態勢に持つていかなければならぬ。別にたるんでおるので

はなく、何かの理由があつたと思うのであります。そういう点については今後郵政省ではしかと御注意願ひたいと思ひます。私は、資料その他が出ましてから、後日、日を改めて質問をすることにして、本日は質問をいたしません。

○佐藤(洋)委員長代理 他に御質疑はございませんか。——他に御質疑がないようですから、質疑は後日に行なうことといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十七分散会